

堺市みんなの子育てひろば運営補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

ひろば名						
補助年度	年度	補助金の名称	堺市みんなの子育てひろば運営補助金			
補助金交付額	(ア)基本事業	①施設借上料	円			
		②人件費	円			
		③その他必要経費	円			
		①～③の合計	円			
	(イ)加算事業	円				
	(ウ)開設準備事業	円				
	(ア)～(ウ)の合計	円				
交付予定時期		交付予定時期	(ア)基本事業	(イ)加算事業	(ウ)開設準備事業	(ア)～(ウ)の合計
	1回目	年 月	円	円	円	円
	2回目	年 月	円	円	円	円
	3回目	年 月	円	円	円	円
	4回目	年 月	円	円	円	円
	合計		円	円	円	円
	※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。					

補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業に係る経理担当者及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保存すること。
- (5) 本市の求めに応じて、補助事業に係る必要事項を報告し、及び必要書類を提出すること。
- (6) 堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号）及びこの要綱の定めの規定に従うこと。
- (7) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。